

2020年(令和2年)12月10日(木曜日)

三島駅再開発訴訟
市民団体の上告棄却

最高裁

三島市のJR三島駅南口西街区の再開発で、市が土地の一部を市土地開発公社から買い取らなかったのは違法として、市民団体が起こした訴訟で、最高裁は、団体の上告を棄却する決定をした。八日付。

土地は公社が再開発を行った東急電鉄に売却。市民団体「三島駅南口の整備を考える市民の会」は、「市が公社から土地を買い取り転売すれば得られた利益約二億七千万円が失われた」

として、違法確認を求め二〇一八年、静岡地裁に提訴した。

地裁は昨年十月に請求を却下し東京高裁も今年七月に控訴を棄却。団体は九月、最高裁に上告していた。

団体の渡辺豊博代表は取材に「周辺の相場に比べ半額程度で売却されたことは正しいのか、確認したかった。審理もされず残念だ」と話した。市は「売却価格

は適正という主張の正当性が証明された。行政や事務手続きは各種法令を順守していく」とコメントを出した。
(渡辺陽太郎)